

「かごしま認定リサイクル製品」認定申請書 記載要領

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

I 留意事項

1 認定申請

- (1) 認定の申請に当たっては、1製品について1枚の申請書を提出してください。
- (2) 再生砕石のRC40、RC30などの複数の製品を申請する場合は、製品ごとにそれぞれ申請書が必要となります。

2 申請書の記載

申請書の記入欄内に記載することができない場合は、任意の様式や既存資料を、別紙として添付してください（この場合、様式の記入欄には「別記」と記入してください。）。

3 チェックリスト

申請者は、「認定申請チェックリスト(①申請書, ②添付書類, ③環境基準:安全性)」を参照の上、申請内容が認定基準を満たしていることと、添付資料等に漏れがないことを確認してから提出してください。

4 その他

認定申請のあった製品の審査に当たり、認定基準等の確認のため、実施要綱及びこの記載要領に記載していない資料の提出を依頼することがありますので、あらかじめ御了承ください。

II 申請書の記入

1 品目名

製品ごとに次の品目名を記載してください。

(1) 紙製品

衛生用紙, 情報用紙, ノート・ファイル, 包装用紙など

(2) 木製品

ボード, 鉛筆・定規等, 廃木材使用製品など

(3) 生活文化用品関係製品

家具, 木炭, 土壌改良材, 活性炭, 木質チップ, 木質ペレット, RPFなど

(4) プラスチック製品

擬木, プランター, 型枠など

(5) 土木建築関係製品

タイル, レンガ, ブロック, 容器など

再生路盤材, 再生加熱アスファルト混合物, 再生コンクリート2次製品, 舗装用ブロックなど

(6) 農業関係製品

肥料, 土壌改良材, 敷料など

2 製品名

製品の名称を記載してください(ブランド名, オリジナル名等があれば併記してください。)

なお, 商標登録を行っているかどうかは問いません。

3 製品の価格

認定申請を行う製品の最終予定価格については小売予定価格、消費税抜き及び消費税込みの価格を記載してください。

なお、小売予定価格が未定の場合は、参考価格を記載してください。

例) 税抜き 1,000 円/m³ (税込み 1,080 円/m³)

なお、小売予定価格が未定の場合は、参考とした価格を記載してください。

4 年間販売・生産の実績量及び予定量

製品の年間販売・生産の実績量及び予定量を記載してください。

例) 1,000 m³/年

5 製造事業所

製品を製造・加工する工場・事業所の所在地を記載してください。

製造・加工に関わる工場・事業所が複数ある場合は、すべての工場・事業所をもれなく記載してください。

製造に関係する工場・事業所が多い場合は、一覧表を作成し、別紙として提出してください。

6 販売場所

認定申請の時点で明らかになっている場所や予定している販売場所を記載してください。

例) ホームセンター「カモイケ」 当社支店、営業所など (県内〇〇箇所にて販売)
(販売予定箇所が多い場合は、一覧表を作成し、別紙として提出してください。)

7 製品規格 (寸法, 重量, 容量など)

製品の規格 (縦, 横, 高さ, 重量, 容量など) について, 製造, 販売する物品の数値及び単位を記載してください (単位は必ず記載してください。)

8 製品の用途

製品の主な用途を2~3記載してください。

9 原材料となる産業廃棄物の状況

(1) 産業廃棄物の名称

製品に原材料として使用している産業廃棄物が複数ある場合は、産業廃棄物ごとにすべてを記載してください。

例) コンクリート塊60%, アスファルト塊40%

(2) 発生場所

産業廃棄物の発生場所 (県内に限る) を記載してください。

(3) 配合率

製品全体の重量に対する産業廃棄物の配合率を, パーセント (%) で記載してください。

例) がれき類100%

(4) その他参考事項

産業廃棄物のほかに使用する原材料について, 具体的に記載してください。

例) 新材

10 製品の仕様

製品の仕様及び特徴について記載してください。

※ 製品の特徴については, 他の製品と比較して記載するなど, 分かりやすく記載してください。

11 関係法令又は品質及び安全性に関する基準に対する適合状況

申請に係る製品の生産や販売に必要な次の事項について, すべて記載してください。

- (1) 免許について定めた法令の条項号, 免許番号, 免許取得年月日
- (2) 許可について定めた法令の条項号, 許可番号, 許可取得年月日
- (3) 関係する団体が策定した基準等の名称, 認証取得年月日

12 日本産業規格, 日本農林規格, 又はエコマーク認定等の取得の有無

日本産業規格(JIS), 日本農林規格(JAS), エコマーク認定などの公的な品質規格基準に適合している場合は, 該当する箇所に○を付し, 規格等の番号, 認定年月日と認定番号を記入してください。該当がない場合は「該当無し」と記載してください。

13 製品の特質(品質, 安全性等)

製品の強度, 耐久性, 分析表, 廃棄するときの注意点など, 物理的・化学的特性, 品質, 安全性など, 特筆すべき事柄について, 記載してください。

14 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果

製造に当たって, 排水・排出ガスなど環境基準の遵守, 製造・加工工場の環境保全対策やその効果などについて記載してください。

15 その他参考事項

その他, 参考となる特筆すべきことがあれば, 記載してください。

なお, 申請時点において, まだ製品を販売していない場合は, 当該欄に販売開始予定年月日を記載してください。

Ⅲ 添付書類

1 製品の種類及び用途を示す書類

- (1) 製品の説明書, カタログなど, 製品の種類や用途が分かる資料を添付してください。
- (2) 必ず製品の現物または, 試作品(商品化を予定しているもの), 写真(2~4枚程度の製品が明瞭に判別できるもので正面, 斜め, 側面, 平面の撮影を原則とする。)を添付してください。
- (3) 単粒製品の場合は, 一般写真のほか全体, 拡大・アップ写真, 使用状況の写真などを添付してください。写真を撮影する場合はスケール(定規等)となるような物と一緒に撮影してください。
- (4) 上記(3)の写真は広報用パンフレット作成のために活用する場合がありますので, 写真と併せて電子データ(JPEG等)も提出してください。

2 製品の原材料の種類, 性状及び産業廃棄物の配合率を示す書類

- (1) 別記第1号様式(かごしま認定リサイクル製品認定申請書)の「9 製品の原材料となる産業廃棄物の状況」の根拠となる資料や補完する資料を提出してください。
例) 原材料配合表, 原材料証明書など
- (2) 使用する原材料が県内で発生した産業廃棄物であることを証するため, 該当する産業廃棄物に係るマニフェストC1票の写しを数件提出してください。
- (3) 産業廃棄物名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条で定める産業廃棄物の区分による20種類の中から記載してください。

燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固形不要物, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 鉱さい, がれき類, 動物のふん尿, 動物の死体, ばいじん, その他

3 製品の製造・加工の方法を示す書類

原材料の入手手段を含め、製品に製造・加工されるまでの工程が分かるようにフロー図や写真等を使用し、具体的に記載した書類を添付してください。

なお、フロー図や写真については、広報用のホームページ作成のために活用する場合がありますので、電子データ（フロー図はエクセル等ファイル、写真はJPEG形式）も提出してください。

4 製品の販売実績を示す書類（販売予定の場合は、販売開始時期と販売後1年間の販売予測）

過去1年間の販売実績について、1か月ごとに販売先、販売量を示す一覧表を添付してください。

なお、販売実績と生産実績に違いがある場合は、その理由を記してください。

販売予定の場合は、販売開始後1年間の月間販売計画書等を作成してください。

5 製品の製造と販売を適正にかつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを示す書類

(1) 申請者が法人の場合は、直近の1年の損益計算書、貸借対照表の財務諸表などを添付してください。

(2) 申請者が個人の場合は、所得税申告書の写し、決算書、収支内訳書などを添付してください。

6 製品の公的規格を証する書面の写し

(1) 公的規格を示す書類

JIS規格、JAS規格又はエコマーク認定などの公的な品質規格などの基準に適合している場合は、そのことを証する書類（認定証、認定通知など）の写しを提出してください。

(2) その他の規格

その他の規格（業界団体が自主的に決めている規格、客観的な合理性が認められる規格）については、規格の詳細や規格に適合していることを証する書類を提出してください。

7 製品の公的検査機関による検査結果、又は基準等に適合していることを示す書類

要綱の別表第1-1、1-2に掲げる認定基準に適合していることを示す公的検査機関等の書類、又は、自社による検査データと試験方法など、当該基準に適合していることを証明する書類を添付してください。添付資料は正本及び副本の2部です。

なお、認定審査の過程で、基準等に適合していることが明確に確認できない場合は、書類の追加提出や、追加試験の実施を求めることがあります。

（最終的に基準に適合していることが確認できなかった場合、認定を行うことはできません。）

8 申請者が欠格事由に該当しないことの誓約書

申請者が、認定制度実施要綱第5条（廃棄物処理法第14条第5項第2号イ～ヘ）の欠格事由に該当しない旨の書面（誓約書 実施要綱別記第2号様式）を提出してください。

法人の場合は、代表者、役員及び廃棄物処理法施行令第4条の7の使用人（本店・支店の代表者など）について、記載してください。

【欠格事由】 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する場合

9 県税を未納していないことを証明する納税証明書

申請者が、県税を未納していないことを証明する納税証明書を提出してください。

10 その他参考資料

企業情報があれば、提出に支障がない範囲で添付してください。

この場合、ホームページから出力したものや紙媒体で印刷したものなどで結構です。

① 認定申請チェックリスト(申請書)

申請者：

申請製品名：

申請書記入項目		チェック項目	状況
1	品目名	製品の品目は募集要項に記載されている製品を記入しているか	
2	製品名	製品のブランド名等は適当であるか	
3	製品の価格	小売予定価格(税抜き, 税込み)を記載しているか	
4	年間販売・生産実績量及び予定量	① 生産予定量と販売予定量に矛盾はないか	
		② 最近1年間の販売及び生産実績(年月, 量)を記入しているか	
5	製造・加工する全事業所	事業所は県内に所在しているか	
6	販売場所	販売所名, 営業所名を記入しているか	
7	製品の規格(寸法, 重量, 容量等)	寸法(縦・横・高さ), 重量, 容量等の数値及び単位を記入しているか	
8	製品の用途	主な用途を2～3記載しているか	
9	製品の原材料となる産業廃棄物の状況	① 全ての産業廃棄物の名称を記入しているか	
		② 全ての産業廃棄物の発生場所を記入しているか	
		③ 原材料に占める産業廃棄物の配合率を記入しているか	
10	製品の仕様	製品の仕様や特徴について記入しているか	
11	関係法令又は品質及び安全性に関する基準, 適合状況・許可番号等	① 製造・販売に必要な許認可法令等の名称をすべて記入しているか	
		② 許認可を受けている場合は, 許可書, 受理書等の証明書類を添付しているか	
12	JIS, JAS又はエコマーク取得の状況・認定番号等	① 取得している場合は, 類型, 番号等を記入しているか	
		② 取得している場合は, 証明書の写しを添付しているか	
13	製品の特質(品質, 安全性等)	① 要綱別表第1-1認定基準における「品質」の適合状況について記入しているか	
		② 要綱別表第1-1認定基準における「安全性」の適合状況について記入しているか	
14	製造時の環境保全上の配慮・効果	環境法令(大気, 水質, 土壌, 騒音, 振動, 悪臭等)の遵守状況(申請, 届出, 法令違反, 苦情等の状況)を具体的に記入しているか	

② 認定申請チェックリスト(添付書類)

申請者：

申請製品名：

1 リサイクル製品の種類及び用途を示す書類		
製品現物 試作品	既に販売済みの製品・そのサンプル品、商品化を予定している試作品	
説明書 (カタログ等)	販売用パンフレット、チラシ等の製品の種類や用途が分かるもの	
写真	・全体、拡大・アップ写真、使用状況が分かる写真 ・製品の大きさが分かるようスケールと一緒に撮影していること	
2 リサイクル製品の原材料の種類、性状及び産業廃棄物の配合率を示す書類		
原材料配合表 (原材料証明書)	認定申請書の「9 製品の原材料となる産業廃棄物の状況」の根拠となる左記資料	
3 リサイクル製品の製造・加工の方法を示す書類		
フロー図 (写真)	・原材料の入手手段を含め、製品に製造・加工されるまでの工程が分かる左記資料 ・製造ラインが複雑な場合は、詳細な内容が分かるようコメントを記入すること	
4 リサイクル製品の販売実績(販売予定の場合は販売開始時期と販売開始後1年間の販売予測)を示す書類		
月間販売実績表	既に販売している製品については、直近1年間の販売実績を示す左記資料	
月間販売計画書表	販売予定の場合は、その時期と開始後1年間の販売予測を示した左記資料	
5 リサイクル製品の製造と販売を、適正にかつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを示す書類		
決算報告書	法人の場合は、直近1年間の左記資料	
所得税申告書の写し (決算書) (収支内訳書)	個人の場合は、直近1年間の左記資料	
6 リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し		
(JIS規格) (JAS規格) 認定証 (エコマーク)	左記基準に適合している場合は、そのことを証する書類	
その他公的機関等認定証	業界団体が自主的に決めている規格、客観的な合理性が認められる規格に適合している場合は、そのことを証する書類	
7 リサイクル製品の公的検査機関による検査結果、又は基準に適合していることを示す書類		
「土壌環境基準」に関する試験結果書等	『認定申請チェックリスト(認定基準:安全性)』を参照の上、各環境基準に適合していることを示す左記書類を提出すること	
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」に関する試験結果書等		

③ 認定申請チェックリスト(認定基準:安全性)

申請者:

申請製品名:

1 特別管理産業廃棄物

チェック欄

次の特別管理産業廃棄物を使用していない。

- ① 廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)
- ② 廃酸(pHが2.0以下の廃酸)
- ③ 廃アルカリ(pHが12.5以上の廃アルカリ)
- ④ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物(感染性産業廃棄物)
- ⑤ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等の特定有害産業廃棄物

2 有害物質

チェック欄

次の環境基準に適合することを示す書類を添付している。

- ① 環境基本法第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準(溶出量)を満たしていること
- ② 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項(溶出量)及び第2項(含有量)の規定による基準を満たしていること

※ 上記基準に係る検査項目については、別紙「製品ごとの検査項目一覧」参照。

3 ダイオキシン類

チェック欄

(1) 申請するリサイクル製品が次の事項に該当しない。(→ (2)の適合検査は不要)

- ① 原材料に、廃棄物焼却炉(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設に限る。)において廃棄物の焼却に伴って生じた
・汚泥(廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。)
・燃え殻
・ばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。)
を使用している。
- ② 焼成、炭化等の工程を経て製造されたりリサイクル製品である。

チェック欄

(2) 上記①または②に該当する場合は、次の環境基準に適合することを示す書類を添付している。

『同法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の低質汚染を含む。)及び土壤汚染に係る環境基準』に基づいて実施する測定結果(媒体は「土壤」を適用)が、250pg-TEQ/g未満であること。